

ナッジを活用したWEBによる福井県への移住促進にかかる広報展開業務 委託仕様書

1 業務の目的

都市部の特定のターゲット層（若者・子育て世帯等）に、福井の子育て・教育環境の良さなどの訴求に加え、福井への移住に向けた行動を促すことを目的として、ナッジを活用したターゲット広告や動画を配信・分析することにより、行動喚起に結び付ける。

2 業務内容

(1) 広報展開戦略と広報手法

本業務の目的を達成するため、広報展開戦略と想定するターゲット層への配信手法、分析手法について提案し、委託者と協議して実施すること。

特に、本県への移住検討者に限らず、漠然と移住を検討している人も対象となるよう、本県の移住施策や生活環境の魅力などを効果的・効率的にPRすることを前提に、画期的な広報手法や目を引く広告デザイン、広告配信対象者の分析手法や得られるデータに基づく配信戦略などを提案し、委託者と協議して実施すること。

上記に基づき、具体的な広報手法について、媒体、内容、回数などを提案すること。

なお、業務名にもあるとおり、ナッジ※を活用する点は必ず盛り込むこととし、どのような部分に用いていくのか、具体的に提案すること。

※ナッジ・・・行動経済学における概念で、人々の行動を強制することなく、望ましい方向に促す手法です。ナッジの活用により、本人の自由な選択のもとで、行動を促すことができます。ナッジの導入にはデータの利活用が欠かせません。効果検証を繰り返していくのでWEBプロモーションと相性が良い手法だと言えます。

(2) WEB広告の運用にかかる配信対象者の分析および広告媒体制作・配信・結果分析

下記のとおり、広告配信対象者の分析を行った上で、効果的な広報手法を用いながら移住ポータルサイト「ふくい移住ナビ」への誘導を行い、結果分析を行うこと。

① ビッグデータ等を活用した配信対象者の事前分析

インターネットの検索データ等をもとに、移住関連情報を提供するにふさわしいターゲットを分析すること。具体的には福井県をはじめ移住に関連するキーワードを検索している移住検討者等の分析や、直接移住に関する情報を検索してはいないものの、潜在的に移住検討者となりうる要素を有する者（例：空き家バンク検索、物件検索など）を分析すること。

なお、配信対象者は、首都圏（一都三県）関西（大阪）、中京（愛知）に在住している25歳～44歳を想定している。

② インターネット広告媒体の制作

- ・ 2（1）のとおり、ナッジを活用した内容の広告媒体を最低1点以上制作すること。制作にあたっては、行政分野等で社会課題に対してナッジ理論を専門的に研究する有識者

または広告クリエイティブ業界でナッジの活用経験のある実務者の意見を踏まえ、その内容と媒体への反映状況が分かるようにすること。

- ・上記広告媒体のほか、福井県の子育て・教育環境や生活環境の魅力が端的に伝わる縦型ショート動画を6点制作すること。制作にあたっては、福井県の子育て・教育環境や生活環境をよく理解する福井県内のクリエイターを参画させること。
- ・制作する内容について、福井県と協議の上決定すること。
- ・制作した広告媒体については、著作権等権利関係を全て処理した上で、県に提供すること。

③①をもとにしたインターネット広告の配信および動画配信・結果分析

- ・①で分析した移住検討者等ターゲットに向けて、②で制作した広告媒体を活用してインターネット広告を実施し、配信結果を分析すること。
- ・②で制作した縦型ショート動画を「ふくい移住ナビ」内に実装し、動画視聴をもとにしたページ訪問者の分析を行うこと。
- ・配信時期については、委託者と協議すること。

④制作広告媒体を核とした各種イベントへの申込・参加動向分析

- ・以下の県が主催するイベント等に対する広報を実施することとし、広報媒体を經由して申込・参加があったか否かの分析を行うこと。

(ア) 福井県主催大規模移住イベント（11/1（土）東京）

県・市町移住相談のほか、お金や住まい相談、観光、抽選会の開催など福井県魅力を総合的に知っていただくためのイベント

昨年度の様子：https://www.instagram.com/p/C_mTKA6hZhz/

https://www.instagram.com/p/C_mfoy6Bmj2/?img_index=1

(イ) 福井県主催県外移住セミナー（9/27（土）、10/18（土）、12/14（日）、2/8（日））

東京交通会館内ふるさと回帰支援センターで実施する対面・オンライン形式の小規模セミナー

※開催日は予定であり、変更の場合がある。

- ・活用する広報媒体について、Yahoo!やGoogle、Instagram、Xなどを想定しているが、一例であり、媒体を限定するものではない。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 留意事項

- (1) 受託者は、本仕様書に基づき、県と協議のうえ、その承認を得て進めていくこと。
- (2) 業務の遂行状況について、県が求めた場合、受託者は報告をすること。
- (3) 業務をするうえで必要な許可、資料等は、受託者において手配するものとし、当該手続きに発生する費用は、契約金額に含むものとする。

5 実績報告

委託業務が終了したときは、委託期間終了日までに委託事業の実績報告書を作成し、福井県未来創造部定住促進課に提出すること。

なお、実績報告書は次の内容を含むものであること。

- ・実績報告書鑑
- ・制作した広告媒体の各パターンの有効性
パターンごとに有効性が確認できるようにすること。

6 協議

この仕様書に関する疑義、定めのない事項または細部の業務内容については、その都度、福井県未来創造部定住促進課と協議すること。